

第1回みなみだいら保育園民営化連絡協議会の要旨について

1 開催日時及び開催場所

令和8年6月1日（月）16時20分～17時00分 みなみだいら保育園5歳児室

2 出席者

保護者代表：2歳児保護者代表 古川、1歳児保護者代表 新谷

市：保育課 木暮課長、飯野課長補佐、堀口係長、五百澤、みなみだいら保育園小保園長

3 配布資料

- みなみだいら保育園民営化に関する事項を検討する組織（案）
- （仮称）みなみだいら保育園民営化連絡協議会設置要領（案）
- （仮称）みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会設置要領（案）
- みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）（案）
- みなみだいら保育園民営化スケジュール（案）

4 市からの説明（要旨）について

（1）（仮称）みなみだいら保育園民営化連絡協議会について

- みなみだいら保育園民営化連絡協議会設置要領（案）について、以下の項目を説明。
 - 民営化に関する情報共有と透明性を確保するとともに、保護者の意見や要望を反映させるための意見交換の場として、みなみだいら保育園民営化連絡協議会を設置する。
 - 協議会は、事業者選定に関する事項（公募要領、事業者選定要領、選考基準表、応募事業者の審査、採点、選考に関する事項の策定を含む。）、及び保護者の意見集約に関する事項について協議を行う。
 - 協議会委員は、保護者代表（園児の年齢が民営化の対象クラスとなっている保護者各1名）、市立みなみだいら保育園長、市保育課職員とする。
 - 会議は書面開催で行うことができ、協議会委員が出席できない場合は、意見等を書面で提出することができる。
 - 協議会開催場所は、原則としてみなみだいら保育園とする。

（2）（仮称）みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会について

- みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会設置要領（案）について、以下の項目を説明。
 - 移管先の保育園運営事業者を公正かつ適正に選定するため、事業者選考委員会を設置する。
 - 委員会は、公募要領・選定基準の策定・選定審査に関することについて審議を行う。

- ・委員会委員は、保護者代表（2名以内）、保育に関する学識経験を有する者、民生児童委員代表、みなみだいら保育園長、子ども部長、保育課長とする。
- ・委員長は子ども部長をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- ・委員会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。
- ・書面による会議開催を認め、委員会委員が出席できない場合は、意見等を書面で提出することができる。
- ・委員会の会議は公開しない。ただし、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングのみ公開とする。
- ・委員は、在任中及び退任後も守秘義務がある。
- ・委員が会議に出席したときは、謝礼金を支払う。

（３）「みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）」の策定について

- ・「日野市子育て支援施設個別施設計画（令和7年3月策定）」において公立保育園の今後の方針を整理し、令和11年度よりみなみだいら保育園の民営化を行うことを決定。
- ・民営化により保育環境が変化することによる子どもへの影響や、保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るため、民営化に関して必要な基本的事項や方向性を定めた「みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）」を策定する。
- ・民営化にあたっては、本ガイドラインを基本とし、保護者への十分な情報提供を行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施する。
- ・社会福祉法人を対象とした公募を行う。事業者の公募方法及び選定方法は、「みなみだいら保育園民営化事業者公募要領」で定める。
- ・保育の質や経営の安定性を確保するため、運営事業者の条件を遵守するよう求める。
- ・公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、民営化の1年前から合同保育を行う。また、保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うための保護者・市・事業者で構成する三者協議会を開催する。
- ・園の運営及び保育内容等について、必要に応じて指導及び監督を行う。
- ・次回の民営化連絡協議会までに保護者の方から意見をいただき、見直しを行い策定する。

（４）みなみだいら保育園民営化のスケジュールについて

- ・令和8年6月下旬 第2回民営化連絡協議会
- ・令和8年10月頃 第1回事業者選考委員会
- ・令和9年3月頃 第2回事業者選考委員会（プロポーザル）
- ・令和9年4月頃 事業者決定
- ・令和10年4月 新園舎の建築工事開始・現園舎にて合同保育開始
- ・令和11年4月 民間保育園開園

（５）資料の共有と保護者意見の集約について

- ・みなみだいら保育園民営化連絡協議会の資料は、後日キッズビューにてみなみだいら保育園の保護者へ共有する。
- ・保護者は、意見があれば各クラス役員に伝え、保護者代表が意見を集約する。

5 主な質問及び回答

質問 1 みなみだいら保育園民営化連絡協議会には、保護者代表が必ず2人出席しなければならないか。

回答 1 2人の出席を想定しているが、出席できない場合は書面での意見提出でも可能。

質問 2 事業者選考委員会の開催は何月か。

回答 2 令和8年10月頃に第1回事業者選考委員会を開催し、公募要領や審査要領、審査基準等を決定予定である。

令和9年3月頃に第2回事業者選考委員会を開催し、プロポーザルを実施し、事業者を選定予定である。応募事業者が多い場合（3社以上となった場合）は、プロポーザル実施前の令和9年2月頃に事業者選考委員会を開催し、書類選考を行う予定である。

質問 3 令和10年4月から予定している合同保育とは、縦割り保育を意味するか。

回答 3 縦割り保育のことではなく、現みなみだいら保育園の職員と、民営化後の民間事業者の職員が民営化までの1年間をかけて保育内容等の引継ぎを行うことを、合同保育と呼んでいる。子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化に移行するため、民間事業者の園長予定者及び、民営化後に実際に従事する保育士を配置して合同保育を行うことを予定している。

質問 4 たまだいら保育園民営化の時は、公募で何社くらい事業者が集まったのか。

回答 4 2社（法人）から応募があった。

質問 5 事業者はどのように決まるのか。

回答 5 事業者選考委員会で決定した審査要領、審査基準等に基づき、応募書類やプロポーザルについて選考委員が点数付けをし、一番高い点数を獲得した事業者に決定する。

質問 6 事業者選考委員会の学識経験者はどのような方か。

回答 6 たまだいら保育園における民営化の際は、実践女子大学の先生にお願いしていました。みなみだいら保育園での学識経験者は、現在検討中です。